

# 浦安市観光ガイドブック制作業務委託 仕様書

令和6年7月1日

浦安市 市民経済部 商工観光課

## 1 業務の名称

浦安市観光ガイドブック制作業務委託

## 2 目的

現在の観光ニーズを踏まえた観光ガイドブックを制作することにより、本市の観光資源を魅力的に情報発信し、来訪者の利便性を向上させるとともに、交流人口の拡大、域内における観光の満足度向上、域内消費額の増加に繋げることを目的とする。

## 3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金曜日）までとする。

## 4 制作方針

- (1) 本市の魅力を広く発信するため、浦安市内をくまなく取材し、イラストや漫画、コラム、まちあるきレポートなど、受託者の知識や経験に基づいたオリジナリティある企画と編集により、持ち帰って読み物としても楽しめ、写真等に趣向を凝らし、ビジュアル的にもすぐれた観光ガイドブックを制作する。
- (2) コロナ禍を経て大きく変化した観光ニーズに沿う形で、市の歴史や文化、観光資源、四季などを魅力的に紹介・PRする内容を充実させるとともに、空港や東京駅からの交通案内、市内バスルート、自然災害発生時など緊急時に必要となる諸情報については、正確でわかりやすい情報を提供する。

## 5 業務内容等

- (1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成
  - ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正など観光ガイドブック制作に必要な全ての作業を実施すること。ただし、企画内容については、受託者の提案をもとに、本市との協議のうえで決定する。
  - イ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
  - ウ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受託者において入手することとする。なお、著作権、肖像権を有する画像、地図等データの使用にかかる許可申請等は、受託者の責において行うものとする。また、季節等の関係で入手不可能な写真等については本市と協議のうえ、本市が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
  - エ 「浦安市観光ガイドブック」のタイトルについては、本市発行の観光ガイドブックであることが分かれば、タイトルはこれにこだわらない。制作する冊子のコンセプトにあっ

たタイトルとすること。

オ 本市の指示に基づき校正作業を実施すること。

## (2) 印刷・製本

### ア 観光ガイドブック

(ア) 規 格 AB版 (210mm × 257mm)、A4判 (210mm × 297mm)、B5判 (182mm × 257mm)、  
A5判 (148mm × 210mm) のいずれか

(イ) 印刷部数 5,000部

(ウ) ページ数 12ページ以上 (表紙及び裏表紙含む)

(エ) 色 数 表紙及び本文 (4色印刷)

(オ) 製 本 中綴じ

(カ) 用 紙 予算の範囲内で、制作する冊子のコンセプトにもっとも適し、優れていると考えるものを提案すること。

## (3) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

### ア PDFファイル

(ア) 低解像度PDFファイル

ホームページ掲載用ディスプレイにおいて表示及び印刷しても判別可能であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

(イ) 高解像度PDFファイル

画像解像度300dpi以上のできるだけ高解像度であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

イ 中間生成物データ (画像 (写真を含む)、図表、イラスト、文書 (キャッチコピー等を含む))

二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議し、利用することとする。

## (4) 制作業務全般の管理

受託者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、本市による原稿内容の確認及び校正を受けること。なお、本市による校正は色校正を含め、3回以上行うこととする。

受託者は、本市による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

最終校正完了後、本市による確認完了通知を受託者が受領した後、印刷作業に取り掛かる

こととする。

(5) その他追加案件

提案者は契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

## 6 業務の要件

- (1) 本市をイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピーを掲載し、表紙のデザインを工夫すること。
- (2) 地図及びイラスト等により市内全域の主要観光ポイントや公共施設等の位置関係が分かるようにすること。
- (3) 主要観光ポイントについては、交通アクセス、地図、拡大図（地図、略図）等により、来訪者が容易にその観光ポイントに行き着くことができるようにすること。
- (4) 主要観光ポイントについては、目を引く写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (5) 紙面では伝えきれない情報を提供するため、紙面内で二次元コードを活用する等、webページとの連携についても工夫すること。
- (6) 市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。
- (7) 年齢、国籍等を問わず、出来るだけ幅広い層を対象とし、現在の観光客のニーズに沿う内容とすること。
- (8) 成果品の利用及び著作権は下記のとおりとすること。
  - ア 成果品の著作権は本市に帰属するものとする。やむを得ず、著作権を本市に譲渡できない場合は、受託者は事前に本市に申し入れを行い本市の了承を得るものとする。ただし、冊子に掲載される写真等で第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。
  - イ 成果品について、本市は、観光プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また、ガイドブック制作に当たって取材、撮影等をした素材について、他の目的に使用する場合は、別途協議することとする。
- (10) 本業務に必要な資料は本市より提供するが、業務終了後、速やかに返却すること。

## 7 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

## 8 納入物

- (1) ガイドブック 5,000部
- (2) 電子媒体（CD-ROM）一式

## 9 納入場所

浦安市役所 市民経済部 商工観光課

(〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所3階)

## 10 検査

指定場所に納められた納入物は、本市の検査に合格した後、速やかに引渡しを行うものとする。

納入物の引渡しは、本市の検査終了をもって完了するものとし、引渡し前の滅失・毀損(盗難を含む)については受託者の責任において賠償すること。

## 11 支払方法

納入物の引渡し後、請求に基づき一括して支払うものとする。

## 12 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、受託者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

## 13 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (3) 取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受託者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。)
- (4) 本業務の遂行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、「別記 個人情報取扱特記事項」及び関係法令を遵守し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防ぐこと。
- (5) 業務について、受託者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(6) 受託者は、業務の実施上、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、本市と協議の上、誠意をもって処理すること。

#### 14 担当課

浦安市 市民経済部 商工観光課 観光・水産係